第百七条第三項中「第二百六十一条第三項」を「第二百六十一条第三項及び第四項」に、「及び第二百六十三条」を「並びに第二百六十三条」に改める。

第百二十三条第四項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、「第二百六十一条第三項ただし書」を「第二百六十一条第四項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「手続の期日」と」の下に「、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と」を加える。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第百十七条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十条中「第八十七条」の下に「、第九十二条第六項から第八項まで」を加え、「第百三十三条、第百三十四条」を「第百三十四条、第百三十四条の二」に改める。

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第百十八条　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

4　共通義務確認訴訟における和解については、民事訴訟法第九十一条第二項後段（同法第九十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第十九条第二項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百六十一条第四項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

第四十三条第二項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百六十一条第四項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

第四十八条第一項中「書証」の下に「及び電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ」を加え、同条第二項中「文書の提出」の下に「の命令若しくは民事訴訟法第二百三十一条の三第一項において準用する同法第二百二十三条に規定する命令」を加える。

第四十九条第七項中「第三百五十八条及び第三百六十条」を「第二百六十一条第三項から第六項まで、第二百六十二条第一項、第二百六十三条、第三百五十八条並びに第三百六十条第一項及び第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百六十一条第四項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、同条第五項中「前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書」とあるのは「その期日の調書の謄本」と読み替えるものとする。

第五十一条第五項中「まで」の下に「（第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）を除く。）」を加える。

第五十二条第三項中「第六十七条第二項」の下に「、第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十三条中「第五十三条を除く。）、第五章」を「第五十三条を除く。）及び第五章」に改め、「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加え、「第九十二条第六項から第八項まで、第二節」を「第九十一条の二、第九十二条第六項から第十項まで、第二節、第九十四条、第百条第二項、第四節第三款、第百十一条」に改め、「及び第七章」を削り、「及び第三項」の下に「、第百三十七条の二第六項から第九項まで」を、「、第三章（」の下に「第百五十一条第三項、」を、「第百五十九条第三項」の下に「、第百六十条第二項」を、「第四章（」の下に「第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二並びに」を加え、「第二百五十二条まで、第二百五十三条第二項、第二百五十四条、第二百五十五条」を「第二百五十一条まで、第二百五十二条第二項、第二百五十三条から第二百五十五条まで」に、「及び第二百六十六条」を「、第二百六十六条及び第二百六十七条第二項」に、「第八編」を「第九編」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十四条の次に次の一条を加える。

（期日の呼出し）

第五十四条の二　簡易確定手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第五十五条に次の一項を加える。

2　公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第二章第二節第一款第六目中第五十五条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申立て等）

第五十五条の二　簡易確定手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第五十六条に次の一項を加える。

4　和解金債権についての債権届出に係る請求について第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件には、民事訴訟法第七編の規定は、適用しない。